



5月は「自転車安全利用強化月間」 交通安全街頭活動を実施します



ターゲット 3.6

2026年4月30日

郡山市市民部

セーフコミュニティ課

課長 伊藤 聖隆

TEL：924-2158

SDGs ターゲット 3.6 「2030年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる」

自転車安全利用強化月間に合わせ、郡山警察署をはじめ関係団体等と合同で、自転車の安全運転を中心とした街頭活動を行います。

【街頭活動】

- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日 時 | 5月13日(水) 7:30 ~ 8:00 |
| 2 会 場 | 郡山市立橘地域公民館（郡山市本町一丁目 20-18）周辺 |
| 3 参加団体等 | 郡山警察署交通第一課
郡山地区交通安全協会
郡山市セーフコミュニティ推進協議会交通安全対策委員会
郡山市と包括連携協定を締結している損害保険会社及び生命保険会社
郡山市セーフコミュニティ課 |
| 4 内 容 | ・自転車等の安全運転に関する街頭指導
・啓発チラシ配布等の街頭活動 等 |
| 5 主 催 | 郡山市、郡山警察署 |
| 6 そ の 他 | 雨天時は場所を郡山駅西口周辺に変更して実施します。 |

<自転車安全利用月間>

毎年5月は「自転車月間」として、自転車活用推進法（平成28法律第113号）において自転車の利用促進が定められており、福島県においても「自転車安全利用強化月間」として、自転車の安全利用に関する広報啓発及び交通安全活動を実施しています。